

大規模建築物・集合住宅における、廃棄物保管場所（ごみ集積所）の設置基準等について

下記のいずれかに該当する建物は、ごみ置き場の設置基準を満たしていただくこととなりますので、あらかじめ（建築確認の前に）設置届を提出していただき、基準に適合する集積所を設置していただきます。

- ・中高層建築物で、戸数が8戸以上の共同住宅
- ・中高層建築物で、延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物
- ・戸数が20戸以上の共同住宅

中高層建築物とは、高さが10メートルを超える建築物をいう。

ただし、※市街化調整区域または※第一種低層住居専用地域および※第二種低層住居専用地域にあつては、軒の高さが7メートルを超えるか、地階を除く階数が3以上の建築物をいう。

※用途地域は青梅市都市計画図（ネット）参照してください。

廃棄物保管場所の設置基準

ごみ収集施設の規模

形態：屋根を設置した小屋の形態にしてください（建物として課税される場合もあります）。

面積：住宅計画戸数1戸当たり0.2平方メートル以上（単身者用住宅は0.1平方メートル以上）。

ただし2.0平方メートルに満たない場合は2.0平方メートルとしてください。

※排出されるすべてのごみを十分かつ適切に保管できる広さを確保してください。

共同住宅以外の建築物の場合、面積基準はありませんが、排出されるごみを十分かつ適切に保管できる広さを確保してください。

間口：有効寸法で2.0メートル以上としてください。

奥行き：有効寸法で1.0メートル以上としてください。

高さ：有効寸法で1.8メートル以上としてください。

扉：1.2メートル以上で、引き戸式としてください。

ごみ収集施設に付帯すべき設備

屋根：設置してください。

給排水：保管場所から1メートル以内に設置してください。

換気：臭気がこもらないように必要に応じて換気設備を設置してください。

その他：びん・缶・ペットボトル・ガラス・陶磁器は、袋で排出されたものは回収しませんので、必ず専用のカゴ・バケツ等を用意してください。なお、カゴ・バケツ等は固定しないでください。カゴ・バケツ等の数量については、45～60リットルのポリバケツで、30世帯以上はかん用2個、びん用1個およびペットボトル用2個を基準として、排出量に応じて適宜増減してください。

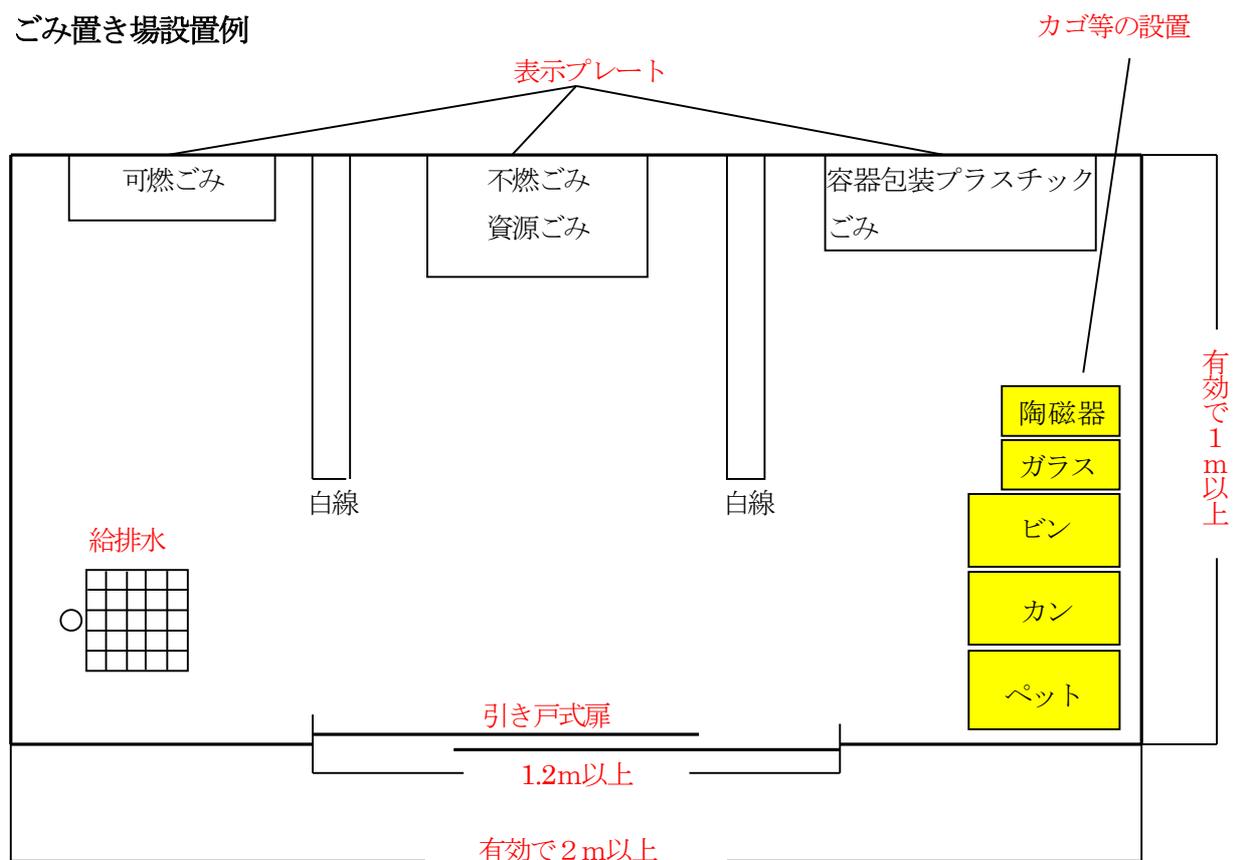
専用カゴには、種類ごとにラベルを貼るなどして分別できる表示をしてください。

鍵を設置する場合は、ナンバーキーを使用してください。

※設置基準に該当しない場合でも、下記について厳守してください。

- ・ごみが猫やカラスに荒らされないようBOXやネットなどを設置してください。
- ・びん、缶、ペットボトル、ガラス、陶磁器は、袋で排出されたものは回収出来ないのので、排出量に見合った専用のカゴ・バケツ等を必ず用意してください。なお、カゴ等は固定しないでください。
- ・集積所の不法投棄・分別不良による残置物は所有者・管理者の責任において処分していただきます。必要に応じて入口の扉やBOXを施錠するなど対策を検討してください。

ごみ置き場設置例



- ・資源ごみ（ビン、カン、ペットボトル、ガラス、陶磁器）の専用カゴ等は、床などに固定しないでください。
- ・共同住宅以外の建築物（事務所や店舗等の事業所）から出る資源ごみ（ビン、カン、ペットボトル、ガラス、陶磁器、段ボール、繊維、雑誌・雑紙）は、市では回収しません。燃やすごみ、燃やさないごみおよび容器包装プラスチックごみの3種についてのみ、1回の排出量が、事業系ごみ袋大サイズで3袋、小サイズで6袋までなら市の収集に出すことができます。
- ・保管場所は、収集作業が容易にでき、交通上安全な場所に配置してください（民有地と公道との境界付近の民有地側の部分）。

提出書類

1 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届

以下の条件に該当する建築物を建設しようとする方は、あらかじめ市長に提出してください。
ただし、市の一般廃棄物収集業務の提供を受けない方はこの限りではありません。

- ・中高層建築物で、戸数が8戸以上の共同住宅
- ・中高層建築物で、延べ面積が1,500平方メートル以上の建築物
- ・戸数が20戸以上の共同住宅

2 廃棄物管理責任者選任（解任）届

事業用大規模建築物（事業用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上の建築物）の所有者または占有者が提出してください。

3 廃棄物の減量および再利用に関する計画書

事業用大規模建築物（事業用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上の建築物）の所有者または占有者が提出してください。

4 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（再利用対象物保管場所設置）

事業用大規模建築物（事業用途に供する延床面積が3,000平方メートル以上の建築物）を建設しようとする方は、建築確認の申請の前に提出してください。

青梅市公式ホームページにダウンロード用の様式と作成要領、記入例を掲載しています。
青梅市HP > 暮らしの情報 > ごみ・リサイクル > 事業所のごみの処理のページにアクセスし、
「廃棄物の減量および再利用に関する事業用大規模建築物所有者の届出書類の提出」の項目内の「提出書類」をダウンロードし、「作成要領、記入例」を参照の上、記入してください。

廃棄物保管場所、再利用対象物保管場所の設置および手続きについて

すべての事業者に適用

1 事業系一般廃棄物保管場所の設置

事業者は、その建物または敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない（条例第36条）。

→設置基準（施行規則第21条）

第21条 事業系一般廃棄物保管場所の設置基準

- (1) 廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- (2) 廃棄物を十分かつ、適切に収納できるものであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭がもれないものであること。
- (4) ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないものであること。
- (5) その他生活環境の保全上支障の生じるおそれのないものであること。
- (6) 搬入、搬出等の作業の安全が確保できるものであること。
- (7) 保管場所には、一般廃棄物の種類その他の注意事項を表示すること。
- (8) 市が実施する収集、運搬等の業務の提供を受ける場合は、市の収集運搬作業の方法に適合するものであること。

大規模建築物の建設者に適用

2 廃棄物保管場所・保管設備（大規模建築物の廃棄物保管場所）の設置

大規模建築物を建設しようとする者は、建築物または敷地内に廃棄物の保管場所および保管設備を設置しなければならない（条例第62条）。＝設置するのは大規模建築物の建設者

→大規模建築物を建設しようとする者とは、以下の事業を行う者（施行規則第52条）

- ・中高層建築物で、戸数が8戸以上の共同住宅の建築
- ・中高層建築物で、延床面積が1500平方メートル以上の建築物の建築
- ・戸数が20戸以上の共同住宅の建築

（中高層建築物とは、高さが10メートルを超える建築物。ただし、市街化調整区域、第一種低層住居専用、第二種低層住居専用地域にあつては、軒の高さが7メートルを超えるか、地階を除く階数が3以上の建築物）

→設置基準（第52条3項）

建築物または敷地内（1つの建築物または用途上不可分の関係にある2つ以上の建築物のある一団の土地）に以下の基準を満たすものを設置する。

第52条3項 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

- (1) 保管場所の基準は次のとおりとする。
 - ア 保管場所は、屋根を設置した小屋の形態のものとする。
 - イ 保管場所の面積は、計画戸数1戸当たり0.2平方メートル以上（単身者用住宅の場合は、計画戸数1戸当たり0.1平方メートル以上）とする。ただし、2.0平方メートルに満たない場合は2.0平方

メートルとする。

ウ 間口は、有効寸法で2.0メートル以上とする。

エ 奥行きは、有効寸法で1.0メートル以上とする。

オ 高さは、有効寸法で1.8メートル以上とする。

カ 幅1.2メートル以上の引き違い扉を設置する。

(2) 保管設備の基準は次のとおりとする。

ア 給排水設備を設置し、給水設備は、保管場所から1メートル以内に設置する。

イ 臭気がこもらないように必要に応じて換気設備を設置する。

ウ 燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックおよび資源物の種別ごとに区分して収集できるように床に区分線を表示し、当該種別ごとの表示板を設置する。

エ 瓶、缶およびペットボトルを収集するための専用かご等を常備する。

オ 鍵を設置する場合は、ナンバーキーを使用する。

(3) 保管場所等は、収集作業が容易にでき、交通上安全な場所に配置する。

→手続き（条例第62条1項、施行規則第52条2項）

・再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の提出（提出者は大規模建築物の建設者）

あらかじめ（設置する前に）市長に提出する。但し、市の一般廃棄物処理業務の提供を受けない者はこの限りではない。

事業用大規模建築物の建設者、所有者・占有者に適用

3 再利用対象物保管場所の設置

事業用大規模建築物を建設しようとする者は、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない（条例第18条5項）。＝設置するのは事業用大規模建築物の建設者。

→大規模建築物とは（施行規則第7条）

・事業用途に供する延床面積が3000平方メートル以上の建築物

→設置基準（施行規則第10条）

建築物または敷地内（1つの建築物または用途上不可分の関係にある2つ以上の建築物のある一団の土地）に以下の基準を満たすものを設置する。

第10条 再利用対象物の保管場所設置基準

(1) 廃棄物の保管場所と明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにすること。

(2) 再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。

(3) 再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。

(4) 搬入、搬出作業が容易にできるものであること。

(5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

→手続き（条例第18条2、3、5項、施行規則第8、9、10条）

・廃棄物管理責任者選任届の提出（提出者は事業用大規模建築物の所有者または占有者）。

・廃棄物の減量および再利用に関する計画書の提出（提出者は事業用大規模建築物の所有者または占有者）。

- ・再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届の提出（提出者は事業用大規模建築物の建設者で建築確認の前に提出する。

問合せ先

〒198-8701

青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市環境部清掃リサイクル課清掃係

電話番号 0428-22-1111（内線2514）

FAX 0428-22-3508

アドレス div1315@city.ome.lg.jp